

第5章

第5章 目標の実現に向けた具体的取組

- 5.1 「安全・安心な上下水道」
- 5.2 「衛生的な暮らしを支える下水道」
- 5.3 「市民サービスと満足度の向上」
- 5.4 「未来へつなげる上下水道」
- 5.5 「災害に強い上下水道」
- 5.6 施策体系図

第5章 目標の実現に向けた具体的取組

前章で掲げた目標の実現に向けて今後5年間に推進する取り組みを示します。

5.1 「安全・安心な上下水道」

1) 水安全計画の運用

現状・課題

- 平成28年に実施した市民アンケートでは、70%以上の方が普段の飲み水は「水道水」と回答され、安全な水道を守ることの重要性が確認されました。
- 従来から、給水栓において水質基準に適合する水道水を供給するため、施設の監視や運転管理、水質検査などを行ってきました。
- 水源から蛇口に至る全ての過程で想定されるリスクを管理し、常に信頼性の高い水道水の供給を確実にを行うため、「水安全計画」を立案しました。

具体的取組

- 水安全計画に基づく水質管理
「水安全計画」の運用により、継続的な点検、検査、監視に基づくリスク分析を行い、リスクの内容を評価し、対策や計画の全体について適宜見直しを図ることにより、安全な水を将来にわたって供給します。
- 水安全計画のレビュー
「水安全計画」は、水質検査計画策定に合わせ原則として毎年3月にレビューを行います。レビューは推進チームリーダーが主催し、技術継承の取組みの一つとしても活用します。

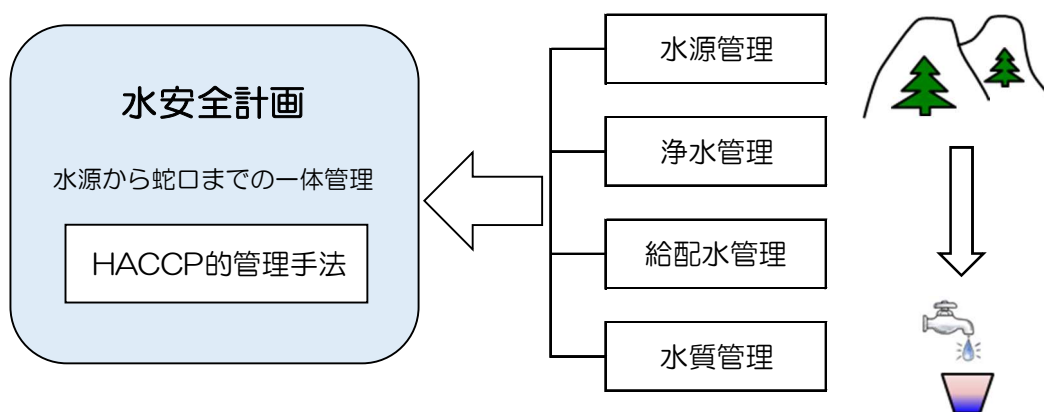


図5.1 水安全計画との関係（厚生労働省「水安全計画策定ガイドライン解説編」より）

2) 安全な水の安定供給

現状・課題

- 安全な水を安定的に供給するためには、浄水施設や設備の状態を的確に把握し、適切に運用することが重要です。
- 上下水道局では、水質検査の合理性・透明性を確保するため、水道法に基づき毎年「水質検査計画」を策定し、公表しています。
- 水質基準項目の説明と水質検査結果をホームページに公開しています。
- 水質に関する問い合わせに対しては、迅速かつ適切な対応が必要です。
- 本市は広島県沼田川水道用水供給事業（指定管理者：㈱水みらい広島）から大部分を受水しています。
- 飲料水における鉛の水質基準は、近年になって強化されました。
- 鉛製給水管は、鉛溶出に加え、耐震性が低い、漏水事故の原因になる（有効率の低下につながる）といった問題があります。
- 令和2年度現在、本市の鉛製給水管率は2.2%、約1,350箇所となっています。

具体的取組

- 施設の健全度を把握する点検も含めて維持管理を行っていきます。
- 長江浄水場等の施設の適切な運転監視に努めます。
- 資産の長寿命化を図るため、定期的な機器修繕を実施します。
- これまでと同様に、「水質検査計画」に基づいて水質検査を実施し、より安全で快適な水道水の供給に努めます。また、「水質検査計画」は、水質基準の改正や毎年の水質検査結果などの状況に応じて、検査項目や検査頻度及び採水地点の見直しや追加を行います。
- 日本では安全な水道水を提供するために塩素消毒が義務づけられており、その塩素がカルキ臭に変化し不快感を与えることが知られています。おいしい水を届けるため、塩素濃度の適切な管理に努めます。
- 広島県及び㈱水みらい広島と情報の共有を図り、連携して水道水の安定供給に努めます。
- 鉛製給水管の解消に向け、老朽度・事故歴等から優先度を決定し、取替を行います。本計画期間内での解消を目指し、年間約500箇所を目標に取り組みます。

3) 水源の環境保全

現状・課題

- 本市の自己水源は久山田貯水池のみであり、令和2年度における水源別の給水割合は、沼田川水道用水供給事業からの受水が95%、自己水源が5%と、沼田川水道用水供給事業からの受水が大半を占めています。
- 久山田貯水池は貴重な自己水源であり、今後も維持する必要があります。
- 久山田貯水池は、近年の環境変化や異常気象により富栄養化傾向にあり、今後も注視が必要です。
- 令和2年度の配水量は、長江浄水場が約81万 m^3 /年、沼田川水道用水供給事業からの受

水が約 1,341 万 m^3 /年で合計約 1,422 万 m^3 /年です。

具体的取組

- 久山田貯水池及び周辺の環境保全に取り組みます。
- 良質な水源の確保を継続するため、久山田貯水池の水質検査、動植物検査を行います。
- 久山田水源池の富栄養化の現状把握と今後の対策について、令和3年度から広島県立大学と共同で調査・研究を行います。

4) 浸水対策の推進

現状・課題

- 公共下水道区域内の6つの雨水ポンプ場の中には供用開始から20年を超えるポンプ場があり、経年劣化による故障が増え、維持管理費用の増加が懸念されます。
- 高西東新涯ポンプ場の供用開始により公共下水道区域内のポンプ場整備は概成しますが、雨水幹線の整備やポンプの排水能力の増強が必要な施設があります。

具体的取組

- ストックマネジメントによる施設の計画的な改築更新を行います。
- 定期的な点検による不具合箇所の早期発見と対策を実施します。
- 供用開始から40年以上経過している栗原ポンプ場の改築更新を、令和2年度に着手しています。
- 供用開始から25年以上経過している久保ポンプ場の改築更新を、ストックマネジメント計画に基づき実施します。

5.2 衛生的な暮らしを支える下水道

1) 未普及地区の解消

現状・課題

- 公共下水道の着手が遅かったことに加え、市街地の道路が狭いなどの地形的条件から、令和2年度末の下水道処理人口普及率は17.9%と低く、広島県の平均75.3%を大きく下回っています。
- 公共下水道の着手が遅かったため、道路へは既に他のライフラインが整備されています。また、自然流下を基本に整備を行うため管渠の縦断勾配に制約を受けることから、他のライフラインの移設を伴うことが多く、事業費も割高となっています。

具体的取組

- 平成30年3月に「尾道市汚水処理構想」を改訂し、全体計画区域を1,881.4haから524haに縮小しました。
- 縮小後の全体計画区域内の未整備区域の整備を行い、下水道処理人口の増加を図ります。

2) 公共用水域の環境保全

現状・課題

- 豊かな自然環境を守るため、汚水処理水の放流先である松永湾、御調川の環境保全に取り組む必要があります。
- 放流水域の環境保全のため、放流水質の規制値を遵守しています。
- 瀬戸内海では貧栄養の状態が続いており、養殖海苔の色落ちや漁獲量低下の原因と示唆されています。
- 公共下水道の整備が遅れているため、くみ取りや単独浄化槽で処理を行っている世帯があります。

具体的取組

- 水質基準値内での栄養塩管理運転を継続して行います。
- 松永湾の環境調査を行い、放流水域の状態監視を行います。
- 公共下水道接続推進事業補助金等や小型合併浄化槽設置事業補助金などの活用により下水道への早期接続やくみ取り・単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進します。
- 尾道市汚水処理構想（平成30年3月改定）に基づき、汚水処理人口普及率の向上に努めます。（令和2年度末実績値 57.7%→令和8年度末目標値 62%以上）

5.3 「市民サービスと満足度の向上」

1) 施設の適正管理（アセットマネジメント・ストックマネジメントの実施）

現状・課題

○施設と管路の老朽化は進んでおり、適切に更新を行わないと健全度が低下の一途をたどります。上下水道資産を健全な状態で維持するためには、投資の平準化も考慮した更新事業の継続が必要です。

○水道事業では、今後の更新事業を行うための費用と財源について、アセットマネジメントの考え方に基づき、施設については「配水系統整備基本計画」、管路については「管路更新計画」を策定しています。

高度経済成長期に整備した多くの施設が法定耐用年数を迎えますが、法定耐用年数での更新は膨大な費用を要し困難です。

⇒各施設をできるだけ長く使用しつつ、更新費用を圧縮。

⇒一度に多くの更新費用が発生しないように、事業量を調整、平準化。

「配水系統整備基本計画」により、配水池等の統廃合の検討と更新施設の選定を行いました。

⇒更新基準年数を、施設・設備の重要度に応じて法定耐用年数（8年～60年）の1～1.5倍に設定。

⇒更新費用を約5.35億円／年に設定。

「管路更新計画」により、適正事業量の検討と更新優先管路の選定を行いました。

⇒更新基準年数を管種等に応じて細分化し、新たな技術により製造された管種を採用することにより、法定耐用年数の1～2.5倍（40年～100年）に設定。

（基幹管路に使用している最近の耐震管の耐用年数は100年。）

⇒管路更新目標 延長約14km／年、費用約6.95億円／年に設定。

○下水道事業では、未普及地域への普及対策を実施しながら、併せてストックマネジメントの考え方に基づき改築更新を行います。

下水道施設においても、法定耐用年数での更新は膨大な費用を要し困難です。

⇒各施設をできるだけ長く使用しつつ、更新費用を圧縮。

⇒一度に多くの更新費用が発生しないように、事業量を調整、平準化。

処理場・ポンプ場については、優先度の高い施設・設備から改築更新を行います。
⇒更新基準年数を法定耐用年数（7年～50年）の1.5倍に設定。

管渠については、現在のところ管渠は法定耐用年数に達していませんが、将来の改築更新にあたっては、優先順位付けを行って実施していきます。
⇒更新基準年数を法定耐用年数（50年）の1.5倍に設定し、重要度の高い管路を優先します。
⇒処理場・ポンプ場及び管渠の更新費用を1期5か年20億円（年平均4億円）に設定。

具体的取組

- 立案した計画に基づき管路更新事業及び施設更新事業を着実に実施します。
- 管路の老朽度調査により、更新基準年数の妥当性などを確認します。
- 定期的に更新事業の進捗確認を行い、計画の時点修正を行います。

2) 市民への情報提供（上下水道事業の見える化）

現状・課題

- 広報誌「広報おのみち」に、水道に関する記事を掲載しました。
- ホームページでは、「くらしの情報」カテゴリーの「生活・住まい」の項目で、上下水道に関する最新情報、計画・制度に関する情報、申請・届出の手続きに関する情報、よくある質問などについて記事を掲載しています。
- 平成28年8月に実施した水道に関する市民アンケートでは、水道水を沼田川水道用水供給事業から購入していることを知っている割合が40%に満たないなど、水道事業に対する市民の皆様の理解が必ずしも高くないことが分かりました。
- 水道料金・下水道使用料により賄われている上下水道事業の運営は、市民の皆様の理解を得て進めることが重要です。

具体的取組

- 市民の皆様の「知りたい情報」や上下水道局から「お知らせしたい情報」を、様々な媒体を用いて効果的に発信します。
- 上下水道局が直面する課題や経営情報などを「広報おのみち」やホームページなどを通じて広く市民の皆様にお知らせし、事業の透明度を高めます。
- 広報活動にあたっては、市公式LINE、防災ラジオなど新しい媒体も活用し、お客様のライフスタイルにあった方法で効果的に情報を発信します。
- 水道週間や施設見学、出前授業などのイベントを活用した積極的な情報発信により、上下水道事業への理解を深めていただきます。
- 水道創設100周年（令和7年度）記念事業を実施し、本市の水道の歴史や水道の大切

さをPRします。

□市民の皆様のニーズを的確に把握するため、パブリックコメントやモニタリングの実施を検討します。

□市民の皆様から寄せられたご意見は十分に分析し、「求められている上下水道」の実現に活かします。

5.4 「未来へつなげる上下水道」

1) 経営基盤・技術基盤の強化

現状・課題

- 上下水道事業は、企業会計の原則に基づき独立採算方式で運営されており、事業運営には適正な水道料金・下水道使用料収入の確保が不可欠です。
- 水道事業では、人口減少と節水意識の浸透により家事用を中心に給水収益が減少傾向にある中で、建設工事においては老朽化した施設の更新及び管路の布設替などに多額の投資資金が必要となっています。
- アセットマネジメントの管路更新計画に基づいて着実に事業を進めるとともに、必要な財源については、給水収益が減少していく試算の下で料金水準の見直しによる財源の確保が求められます。
- 現行の料金水準を維持した場合、有収水量の減少に伴う収益的収入の減少が続き、更に減価償却費や維持管理費の上昇により収益的支出が増加することで、令和12年には損益がマイナスに転じることが予想されます。また、令和8年以降は、給水原価が供給単価を上回る逆ざやになることも予想されています。
- 沼田川水道用水供給事業からの受水が水源の95%を占めることから、受水費の動向が水道事業の経営に大きな影響を与えます。沼田川水道用水供給事業は、令和4年度まで現在の受水費単価を継続するとされています。
- 一方、下水道事業は、処理区域を拡張している状況にあるため引き続き未普及地区の管渠整備に多額の投資資金が必要であるとともに、老朽化した雨水ポンプ場の長寿命化などにも取り組む必要があります。
- 下水道使用料は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業ともに、供用開始から一度も改定を行っていません。(消費税及び地方消費税の税率改定による改定を除く。)
- ストックマネジメント計画に基づいて着実に事業を進めるとともに、必要な財源については、使用料水準の見直しによる財源の確保が求められます。
- 本市の水道料金及び下水道使用料の収納率は、電話や訪問催告などのきめ細かな対応により、高い水準を保っています。

具体的取組

- 投資事業にあたっては、規模の適正化や統廃合などによる施設の合理化、新技術の採用などによる工事費の圧縮を図ります。
- 日常点検や修繕・故障履歴を踏まえ、個別機器の更新など長寿命化措置によるコスト削減を図ります。
- 水道事業では、令和8年以降に見込まれる逆ざやに対応していくため、決算数値を踏まえた中長期的な財政収支見通しの把握に努めます。また、必要に応じ適正な料金体系や水準の検討を行い、財政基盤の強化を図ります。水道料金水準の検討では、沼田川水道用水供給事業の受水費単価や有収水量の動向、適正な資産維持費の確保などについて考慮します。併せて、自己水源の有効活用により受水費の抑制に努めます。

- 下水道事業においても、財政収支見通しの的確な把握に努めるとともに、必要に応じ適正な使用料体系や水準の検討を行い、財政基盤の強化を図ります。
- 事業所などの大口需要者への使用促進や滞納者対策について、きめ細かな対応を継続し収入の確保に努めます。
- 水道料金・下水道使用料の口座振替払への移行を推進することにより、事務の効率化と収納率の向上を図ります。
- 将来にわたって利用する見込みのない土地を売却や賃貸するなど、料金・使用料収入以外での財源の確保に取り組みます。また、自然エネルギーの活用による電力費の削減など、支出抑制方策の検討を行います。

2) 人材の育成

現状・課題

- 組織改革の進捗により職員数は大幅に減少しましたが、更新事業の増加や近年頻発している豪雨や地震などの災害対応により、職員の業務量は増加しています。特に若年層の減少が顕著となっています。
- 土木建築から機械電気設備、水質など幅広い技術によって成り立つ上下水道事業を担う職員には、高い技術力が求められています。

具体的取組

- 職場研修を基本としながら、関係団体主催の研修会、外部講師や再任用職員による技術研修、設計の標準化や維持管理の実地研修などを通じ、職員の技術力強化を図ります。
- 市長部局との調整を図りつつ業務量に対応できる職員数の確保に努め、経営基盤の強化と効率的な組織体制の構築に取り組みます。

3) 広域連携・公民連携

現状・課題

- 水道事業について、厚生労働省及び総務省は、事業の健全かつ安定的な運営を持続するため、広域連携及び公民連携を促す取り組みを推進しています。
これまでに水道法の改正による第三者委託制度の導入、地方自治法の改正による公の施設に係る指定管理者制度の導入など、制度面での整備がなされています。今後は組織体制など、水道事業体内部の実情に合わせ、運営基盤の維持・強化策として広域連携や公民連携を進めていく必要があります。
- 広島県では、令和2年6月に「広島県水道広域連携推進方針」が公表され、広域連携の推進に向けた基本的な枠組みや取組が明らかになりました。この中では、県内水道事業の経営組織を企業団として一元化し全体最適を図りながら事業運営を行う「統合による連携」と、現在の市町単独経営を維持したまま業務の広域的処理を行う「統合以外の連携」という二つの道筋が示されています。

- これを受け、本市は「統合以外の連携」を選択し、企業団をはじめ単独経営を選択した市町との連携強化を推進することとしました。
- 広島県企業局では、平成 27 年度から指定管理者として(株)水みらい広島に坊土浄水場などの維持管理を委託しています。
- 本市では、平成 27 年度から(株)水みらい広島に夜間・休日の長江浄水場の運転監視業務を委託するなど、公民連携を進めています。その他、料金業務や水道管路の緊急修繕についても、公民連携の視点から民間事業者に業務を委託しています。
- 一方、下水道事業については、持続可能な下水道システムを構築するため、国土交通省及び総務省が下水道事業の広域化・共同化を推進しています。
- 広島県では、広島県下水道事業広域化・共同化検討会で検討を進めてきました。施設面、管理・運営面、経営面での基本的な考え方と取り組み方向を明らかにした上で、令和 3 年 3 月に「広島県下水道事業広域化・共同化計画」が策定されました。
- 本市では、3か所の浄化センターの維持管理業務や料金業務などを民間事業者に業務委託しています。

具体的取組

- 将来的に不足することが懸念される人材や技術力を補い、将来にわたって安心、安全な水を安定供給するとともに、快適で衛生的な生活環境を守るという上下水道事業者としての責務を果たせるよう、広域連携や公民連携の研究を行います。
- 水道事業の広域連携については、広島県水道事業推進会議や備後圏域 6 市 2 町での協議・研究を踏まえた広域連携の具体化、委託業務の共同発注、資機材の共同保有・相互融通、災害時応援協定締結事業体との共同訓練の実施などについて検討します。
- 下水道事業の広域化・共同化については、広島県下水道事業広域化・共同化推進会議での協議を踏まえた施設の統廃合・共同設置、業務の共同発注、災害時支援協定の締結と共同訓練、資機材の相互融通などについて検討します。
- 上下水道施設の運転・維持管理業務の委託や人材育成・研修業務などを継続するとともに、今後増加が見込まれる更新工事に関し、公民連携によるコスト縮減などについて事前調査や導入可能性調査の実施を検討します。
- 職員の技術力の向上や委託業者への指導・監理技術能力の確保のため、広島県内で実施される研修に参加し、他の事業体との連携・交流に努めます。
- 災害時の応援協定を締結している事業体や民間業者と、災害時以外の業務でも連携できる取り組みを研究します。

5.5 「災害に強い上下水道」

1) 上下水道施設の計画的更新・耐震化

現状・課題

【水道施設】

- 大規模地震や上下水道施設の老朽化により、近年、日本各地での施設被害が増加傾向にあります。
- 今後、水道事業では、高度成長期に建設された施設や管路の大規模更新が必要となります。
- 本市の水道施設の一部は、既に法定耐用年数を過ぎていたり、耐震診断により耐震性がないと判断されていたり、既整備施設が必ずしも効率的な配水系統や規模になっていないなどといった課題が残されています。
- そこで、本市では「配水系統整備基本計画」を策定し、今後の施設の統廃合と規模の適正化について検討を行い、今後の整備計画を立案しました。

【水道管路】

- 水道施設と同様に水道管路も老朽化が進んでおり、更新しない場合は健全度が低下の一途をたどります。水道管路を健全な状態で維持するには、投資の平準化も考慮した更新事業の継続が必要となります。
- そこで、本市では平成27年にアセットマネジメントの考え方に基づいて「管路更新計画」を策定しました。この「管路更新計画」では、定量的評価に基づく更新対象管路の抽出と優先順位の選定を行い、事業量及び事業費の適正化と平準化を検討しました。

【水道耐震化計画】

- 上記の計画を踏まえ、「水道施設の耐震化計画」を策定しています。

【下水道施設】

- 公共下水道事業は平成元年度、特定環境保全公共下水道事業は平成5年度に供用開始しており、いずれも処理施設が長寿命化の時期に入っています。平成30年度からストックマネジメントに着手しており、令和2年度に実施計画を策定しました。

【下水道管路】

- 管渠は法定耐用年数に達しておらず健全な状態にあるものの、将来の更新を見据え、令和3年度にストックマネジメント実施計画を策定予定です。

具体的取組

- 水道事業では、「配水系統整備基本計画」及び「管路更新計画」に基づき計画的な更新及び耐震化を行います。また、施設更新に合わせて配水系統の統廃合が可能な場合には、同時に実施します。
- 一方、下水道事業では、ストックマネジメントの結果を基に投資事業の平準化などにより計画的な更新を行います。
- 定期的な事業の進捗確認を行い、必要に応じ計画の見直しを行いません。

- 点検結果や修繕履歴などに基づく合理的な機器の更新により、故障リスクの低減を図ります。
- 水質検査機器の耐震化を推進します。
- 水道事業の目標として、表 5.1 に示す指標を設定します。

事業名	平成 28 年	5年後 (令和 3 年)	10 年後 (令和 8 年)	摘 要
耐震化事業（基幹水道施設）				
配水池	81.7%	83.0%	93.6%	阿草調整池・中庄高区・明現・門田
管 路	38.0%	44.5%	50.0%	
アセットマネジメントに基づく老朽管更新事業				
管 路	更新延長 140km（14km/年） 更新率 1.2%/年 ※全更新予定延長に対する年間更新率			耐震化事業を含む
鉛管取替事業	5,000 件	2,500 件	0 件	500 件/年

表 5.1 水道耐震化事業の目標値

- 下水道事業の目標として、表 5.2 に示す指標を設定します。

区分	R2 年度	第 1 期計画					第 2 期計画
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度～R12 年度
施設	計画策定	実施設計・工事 (尾道市浄化センター、御調町中央浄化センター、御調町東部浄化センター、久保ポンプ場)					実施設計・工事 (尾道市浄化センター、御調町中央浄化センター、久保ポンプ場)
管路		計画策定	実施設計・工事 (東尾道幹線、新高山幹線等)				実施設計・工事 (東尾道幹線、新高山幹線等)
事業費		0.8 億円	4 億円	4 億円	4 億円	4 億円	20 億円 (4 億円/年)

表 5.2 下水道事業の目標値

2) 非常時の体制強化

現状・課題

- 本市は、令和元年 6 月に南海トラフ指針を想定した「尾道市地域防災計画」を改訂しました。上下水道局では、令和元年 10 月に「尾道市上下水道局新型インフルエンザ等業

務継続計画」を、令和3年4月には「尾道市上下水道局危機管理計画」及び「尾道市上下水道局業務継続計画」を策定しています。

- 上下水道局では、災害時に備え2 tの給水車1台、1.6 tの給水車1台、1 t以上の給水タンク11基、1 t未満の給水タンク16基、応急給水用ポリ袋7,700個、移動式小型浄水装置ユニット（ろ過機）1台を保有しています。（令和元年度末現在）
- 震災や豪雨などの大規模災害時には、本市職員のみで応急活動に対応することが困難となる場面も予想されます。的確な応急活動を行う上では、避難所、給水所、病院などの重要施設と水道施設及び管路の位置関係を示した位置図等の整備が必要です。
- 大規模な地震により破損した配水管からの水の流出を防ぐため、重要な配水池の出口に緊急遮断弁を設置しています。大きな揺れを感知して緊急遮断弁が作動することで、配水池からの水の流出を防ぎます。
- 災害時において迅速な応急・復旧活動を行うため、関係団体と災害時支援協定を締結しています。

（水道事業）

災害時における相互応援に関する協定（松江市・福山市）

災害時等における水質検査の相互応援に関する協定（広島市・福山市・呉市・三原市・府中市・広島県）

水道事業における災害発生時の相互応援に関する覚書（福山市・三原市・府中市・世羅町・神石高原町・笠岡市・井原市）

災害時における応急対策活動協力に関する協定（尾道管工事協同組合）

災害時における応援協力に関する協定（フジ地中情報㈱広島支店）

災害時の緊急対応に係る応援に関する協定（㈱水みらい広島）

（下水道事業）

尾道市・日本下水道事業団災害支援協定（地方共同法人 日本下水道事業団）

災害時における復旧支援協力に関する協定（公益社団法人 日本下水道管路管理業協会）

災害時における応急対策業務に関する協定（㈱クボタ中四国支社）

災害時等における復旧支援協力に関する協定（公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部）

具体的取組

- 本市で想定される災害・事項を再検討し、危機管理に関するマニュアルの充実を図るとともに、危機管理計画や業務継続計画に基づく防災訓練や防災研修を定期的実施することで職員の防災意識を高め、より実践的なマニュアルに改善します。
- 応急給水・応急復旧用資機材について、品目と数量を精査し、備蓄と適切な管理に努めます。また、近隣の水道事業者や業者との連携による資機材の調達ルートの確保について検討します。
- 応急給水用水源として、長江浄水場の適切な運用に努めます。
- 耐震化事業の必要性や応急給水拠点、給水方法など、応急給水活動に関する広報を行い、災害対策に関する市民の皆様の理解度の向上に努めます。

- 震災によるリソース（資源：人、物、資金、情報）の制限を想定し、業務継続計画（BCP）の継続的な見直しを行ないます。
- 被災事業者としての応援隊の受入体制の整備を行います。
- 応援者も含めた応急給水、応急復旧作業を的確に進めるため、以下の防災マップを作成します。
 - 応急給水拠点から重要施設への緊急点検経路マップ
 - 応援給水車のための応急給水拠点から給水所への交通マップ
- 平成 28 年 3 月に創設した尾道市災害時支援協力員制度を活用し、災害時に迅速かつ効果的な応急活動を行います。
- 災害時支援協定の充実を図ります。

5.6 施策体系図

